

【老人保健施設ミネルワ】
『短期入所療養介護』
利用料金表 *1割負担の利用者様

【別紙資料1】

☆保険給付内の自己負担金額(介護保険1割負担分)1日あたり

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基	個室	819円	893円	958円	1, 017円	1, 074円
本	2人、4人部屋	902円	979円	1, 044円	1, 102円	1, 161円

加算料金

	項目	金額	備考
減算	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	97/100	現行基準を満たしていない場合
	入所定員の超過、又は職員等の欠員減算	70/100	現行基準を満たしていない場合
	身体拘束廃止未実施減算	—1/100	現行基準を満たしていない場合
	虐待防止未実施減算	—1/100	現行基準を満たしていない場合
	業務継続計画未策定減算	—1/100	現行基準を満たしていない場合
加算料金	夜勤職員配置加算	24円/1日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する条件を満たした場合
	個別リハビリテーション実施加算	240円/1日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合
	緊急短期入所受入加算	90円/1日	居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者の受入れを行なった場合(7日間限度)
	重度療養管理加算	120円/1日	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、サービスを行なった場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/1日	厚生労働省が定める評価項目、算定要件を満たした場合
	送迎加算	184円/1回	片道あたり
	総合医学管理加算(利用中10日を限度)	275円/1日	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い行った場合
	口腔連携強化加算	50円/1月	口腔の健康状態の評価を実施した場合に歯科医療機関等に対し評価の結果を情報提供した場合
	療養食加算	8円/1食	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	緊急時治療管理・特定治療	518円/1日	急変した場合等、緊急時に必要な医学的処置を実施した場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/1日	下記の要件を満たし、複数のテクノロジー導入、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/1日	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、テクノロジーを導入し、年1回データの提供を行う
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/1日	介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上、勤続年数10年以上35%以上
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣基準の全て適合により、所定単位数に7.5%を乗じる

『介護予防短期入所療養介護』
利用料金表 *1割負担の利用者様

☆保険給付内の自己負担金額(介護保険1割負担分)1日あたり

		要支援1	要支援2
基	個室	632円	778円
本	2人、4人部屋	672円	834円

加算料金

	項目	金額	備考
減算	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	97/100	現行基準を満たしていない場合
	入所定員の超過、又は職員等の欠員減算	70/100	現行基準を満たしていない場合
	身体拘束廃止未実施減算	—1/100	現行基準を満たしていない場合
	虐待防止未実施減算	—1/100	現行基準を満たしていない場合
	業務継続計画未策定減算	—1/100	現行基準を満たしていない場合
加算料金	夜勤職員配置加算	24円/1日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する条件を満たした場合
	個別リハビリテーション実施加算	240円/1日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/1日	厚生労働省が定める評価項目、算定要件を満たした場合
	送迎加算	184円/1回	片道あたり
	総合医学管理加算(利用中10日を限度)	275円/1日	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い行った場合
	口腔連携強化加算	50円/1月	口腔の健康状態の評価を実施した場合に歯科医療機関等に対し評価の結果を情報提供した場合
	療養食加算	8円/1食	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	緊急時治療管理・特定治療	518円/1日	急変した場合等、緊急時に必要な医学的処置を実施した場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/1日	下記の要件を満たし、複数のテクノロジー導入、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/1日	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、テクノロジーを導入し、年1回データの提供を行う
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/1日	介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上、勤続年数10年以上35%以上
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		厚生労働大臣基準の全て適合により、所定単位数に7.5%を乗じる

利用料金表

☆保険給付以外の自己負担金額(介護保険外)

【別紙資料2】

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費(日額)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
滞在費(日額)					
4人、2人部屋	0円	430円	430円	430円	430円
個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,700円

●食費の内訳(第4段階の方の場合)朝食335円、昼食555円、夕食555円

項目	金額	備考
日用品費(日額)	200円	石鹼、シャンプー、おしぶり等
教養娯楽費	実費	ペン習字クラブ20円、脳トレクラブ20円、ぬり絵クラブ20円 習字クラブ20円 工作クラブ50円、はりえクラブ50円
洗濯代	385円/1袋	洗濯を業者に委託された場合にお支払いいただきます。
特別な室料		
個室(日額)	2,000円	個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊等にも室料をいただくことになります。
2人部屋(日額)	1,000円	
理美容代(1回分)	2,000円	委託業者の理美容サービスを利用された方にお支払いいただきます。

* 介護保険負担限度額認定証の適用条件

所得要件	世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。 * 夫婦のうち、一人だけ施設に入所している場合など、別世帯になっている配偶者の所得も勘査し、配偶者が課税されている場合は、補助の対象外となります。
資産要件	年金収入等80万円以下(第2段階)の場合、預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以下 年金収入等80万超120万円以下(第3段階①)の場合、預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以下 年金収入等120万円超(第3段階②)の場合、預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以下 * 申請の際、申請日の直近から原則として2ヶ月前までの通帳等の写しの添付が必要になります。 * 不正受給に対して、給付額の返還に加え、加算金(給付額の最大2倍)が課される場合があります。